

21 消安第9670号

平成21年11月18日

動物検疫所長 殿

消費・安全局長

フランスから我が国向けに輸出される家きん、家きん肉等の輸入停止措置について

本年11月17日、フランス（ドゥ・セーブル県）において弱毒タイプの鳥インフルエンザ（H5亜型）の発生があった旨、フランス大使館からの情報提供があった。同日付けで、本疾病の我が国への侵入防止に万全を期すため、フランスから日本向けに輸出される家きん、家きん肉等の取扱いについては、輸入検疫証明書の発行を保留する旨お知らせしたところである。

本日、フランス大使館からの追加的な情報提供を受け、同国における鳥インフルエンザの清浄性が確認されるまでの間、同国から輸入される家きん及び家きん肉等に対する検疫措置を下記のとおりとするので、動物検疫に当たっては的確な対応をされたい。

記

1 輸入停止措置の対象品目

- (1) 家きん（鶏、うずら、七面鳥、だちょう、きじ、ほろほろ鳥及びかも目の鳥類並びにその初生ひなに限る。以下同じ。）
- (2) 家きんの肉及び臓器並びにこれらの加工品
- (3) 家きんの卵（試験研究用に供される種卵を除く。）及びその加工品

2 輸入検査時における消毒措置の対象品目

羽毛